

専門実践教育訓練給付制度について

当協会の「キャリアコンサルタント養成講習」は「専門実践教育訓練給付制度」の指定講座です。詳細は以下をご参照ください。

「専門実践教育訓練給付金」を受けるには？

「専門実践教育訓練給付金」は、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)または被保険者であった方(離職者)が対象となります。

養成講習開始の原則 2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受けてジョブ・カードを作成し、ハローワーク（公共職業安定所）へ必要書類を提出する必要があります。

支給対象者

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者(受給資格者)は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方

① 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日（以下、「受講開始日」という）に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間が3年以上ある方

② 雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方

※ 上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が2年以上あれば可（平成26年10月1日前に教育訓練給付を受給した場合は、その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日までに、通算して2年以上の被保険者期間が必要）。

i 給付金は、一定の条件を満たした方が所定の手続きを行った場合に適用されますので、受給条件等を必ずご確認ください

<厚生労働省ホームページ>

●教育訓練給付制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

●専門実践教育訓練給付金Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197058.html>

給付金が支給されるまでの流れ

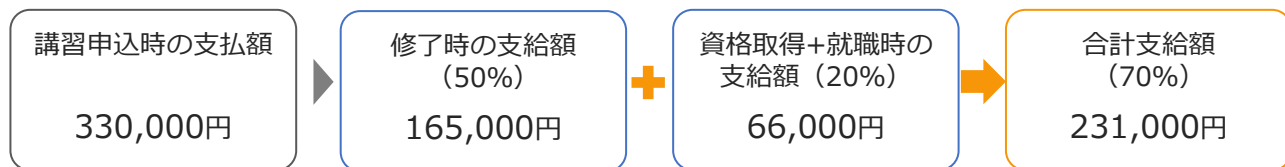


※在職中の方は、資格取得で支給
※求職中の方は、資格を取得し、かつ修了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合に支給

給付金が適用された場合の受講料と支給額

※金額は全て税込み

■ 通常価格の場合



実質自己負担額 99,000円

■ 当協会「会員割引」を適用の場合



※割引制度については、「講習概要」の受講料欄の「受講料の割引制度について」でご確認ください。

実質自己負担額 89,100円

専門実践教育訓練給付金の申請手続き

【受講前】

1. 住民票のある住所を管轄するハローワークで受給資格&支給要件の確認
2. 訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受けてジョブ・カード作成
3. 申請手続き
ジョブ・カードを作成し、**受講開始日の原則2週間前までに**下記の書類を原則本人の住居所を管轄するハローワークに提出します。

(提出書類)

- ① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
- ② 訓練前キャリアコンサルティングを受けて作成したジョブ・カード
- ③ 本人・住居所確認書類及び個人番号（マイナンバー）確認書類
- ④ 写真2枚（最近の写真、正面上三分身、縦3.0cm×横2.4cm）
- ⑤ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

【受講修了後】

4. 支給申請
専門実践教育訓練の受講が修了したら、受講修了日の翌日から1か月以内に下記の書類を原則本人の住居所を管轄するハローワークに提出し、申請手続きを行います。

(提出書類)

- ① 教育訓練給付金の受給資格者証
- ② 教育訓練給付金支給申請書
- ③ 専門実践教育訓練修了証明書
- ④ 領収書
- ⑤ 返還金明細書※対象者のみ

【資格取得・就職】

5. 追加給付（※）の支給申請
受講を修了した後、受講した専門実践教育訓練が目標としている資格を取得し、受講修了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された方、またはすでに被保険者として雇用されている方が受けられます。
支給申請期間は、雇用された日の翌日から起算して1ヶ月以内、被保険者としてすでに雇用されている方は、資格を取得した日の翌日から1ヶ月以内です。

※追加給付を受けるためには、受講開始時点に受験することが予定されていた最初の試験に合格し、キャリアコンサルタントの資格登録をする必要があります。

i 専門実践教育訓練給付金の受給をご検討中の方は、**受給資格や受給に必要な手続等の詳細をご自身の住民票のある住所を管轄するハローワークにご自身でご確認ください。**